

産業保健への支援の在り方の論点ごとの整理

1 産業保健支援体制全般について

- ◆労働者の大部分は小規模事業場に属しており、また、小規模事業場における産業保健に対する認識や取組の実態等を考慮すると、これまで以上に小規模事業場向けの支援を強化すべきではないか。
- ◆地域の産業保健活動（健診の実施等の状況）、産業医の活動（活動内容や訪問回数等）について、より詳細に把握し支援対策に反映させるために、定期的な調査による評価を実施すべきではないか。

（前回意見等）

- 小規模事業場の産業保健活動の支援は強化すべきであるが、支援の目的も念頭に、すべて支援するというのではなく、支援の範囲や内容について精査が必要である。
- 安全衛生活動は事業者責任として取り組むべきものである。小規模事業場の厳しい経営環境も考慮しつつ、事業者に一定の負担を求めることも必要であるが、事業者には支援を受けていることを認識してもらうことが重要である。
- 地産保事業は急激な制度変更により、混乱とモチベーションの低下が起こっている。また、都道府県単位になったことにより、きめ細やかさがなくなった。
- 50人以上100人未満の中規模事業場も産業保健の意識が低い。これらの事業場に対するなんらかの支援も必要。
- 地産保事業において、行政も一定のフォローや責務を果たすべきという指摘がある。
- 産業医及びその活動の具体的な内容（産業医の所属先、訪問活動の内容など）の把握、調査、評価はなされていない。

(まとめ) 支援体制全般

- 小規模事業場の産業保健活動の支援は強化すべきであるが、支援の範囲や内容について精査が必要である。なお、安全衛生の確保は事業者の責務であることから、支援に関する事業者の認識を高めるとともに、事業者に一定の負担を求めることも必要である。
- 中規模事業場（50人以上100人未満）の産業保健の意識が低く、これらの事業場の産業保健水準向上のための支援等も必要である。
- 産業保健への支援の充実のため、地域の産業保健活動の把握、調査、評価を行うことが必要である。

2 主な支援事業の今後のあり方について

(1) 産業保健推進センター

- ◆小規模事業場への支援を強化すべきではないか（作業環境管理と作業管理に関する指導、地産保で活動する医師と保健師への一般研修の実施）。
- ◆教育に使用する貸し出し教材の確保・充実を図ることが必要ではないか。

(前回意見等)

- 産業保健推進センターによる小規模事業場に対する作業環境管理、作業管理の支援を強化すべきである。その場合、推進センターは地産保を支援することとなっており、また、健康管理は地産保が支援するので、地産保の産業医との連携が必要である。
- 産業医による巡視や健康相談に付加して産業保健推進センターによる作業環境管理等の指導を実施し、その情報が地産保の産業医に集約されるのがよいのではないか。
- 最近、産業保健推進センターで、著作権の関係で教材の貸し出しができなくなったが、貸し出し可能な教材を作成し、または、収集することが必要である。インターネットの機能を使えばコストも下がると思われる。
- 産業保健推進センターの相談窓口の機能は、もっと集約しようと思えば、全国で1つでも可能かもしれない。

(まとめ) 産業保健推進センター

- 産業保健推進センターによる小規模事業場に対する作業環境管理、作業管理の支援を強化すべきである。その際、地産保の産業医と連携を行い、情報は地産保の産業医に集約されるべきである。
- 産業保健推進センターにおける貸し出し教材の確保・充実を図ることが必要である。

(2) 地域産業保健センター

- ◆メンタルヘルスの新たな枠組み(ストレス症状を有する労働者に対する医師による面接指導制度)に十分対応できるように体制の強化を図るべきではないか(メンタルヘルスに対応できる人材の確保、保健師の活用拡大等)。
- ◆地域産業保健センターの重点事業(健診結果の医師の意見、過重労働・メンタルヘルス)のほか、地域特性に応じた事業を行いやすくすべきではないか。

(前回意見等)

- 現状では、メンタルヘルスの対応は、県に一箇所の推進センター(メンタルセンター)よりも、メンタルについて一定の知識・スキルを持った産業医がいる地産保で体制整備をするのが望ましい。
- 保健師は非常に重要な役割を持っており、保健師をもっと活用できるようにすべきである。
- 地産保の産業保健サービスは、どこの地域でも一定のサービスが受けられるべきである。その上で、地域特性に応じて、上乘せサービスができるようにすることが望ましい。
- 地産保の事業実施(契約)単位については、都道府県単位だけでなく、大都市部においては、監督署単位等細分化した事業実施単位とすることなど、最適な事業実施単位について検討が必要。

(まとめ) 地域産業保健センター

- 地産保において、メンタルヘルスの新たな制度（ストレス症状を有する労働者に対する面接指導）に対応できるようにするため、メンタルヘルスに対応できる産業医の確保等の体制整備をする必要がある。また、保健師は非常に重要な役割を持っており、もっと活用すべきである。
- 地産保のサービスは、どこの地域でも均一のサービスが受けられるべきである。その上で、地域特性に応じたサービスが実施できるようにすることが望ましい。
- 地産保事業は現在都道府県単位であるが、最も効果的な事業実施（契約）単位について検討が必要である。

(3) メンタルヘルス対策支援センター（以下、「メンタルセンター」）

- ◆地域により医師会との連携が不十分な場合もあり、計画的に連携を図る必要があるのではないか。
- ◆地域産業保健センターで活動する医師と保健師へのメンタルヘルス研修を強化することが必要ではないか。

(前回意見等)

- メンタルセンターは、主に事業場の体制整備に関する助言や教育を行い、また、産業保健スタッフや事業主から相談を受けている。一方、地産保では患者からのメンタル相談を受けている。しかし、社内での体制づくりと患者への対応といった一体的な相談もあることから、メンタルセンターと地産保の互いの緊密な連携が必要である。
- メンタルセンターの業務のうち、小規模事業場への支援活動は、地産保センターが担ったほうが合理的。研修や専門的相談は、地域の事情に応じて、都道府県や地域ごとに実施機関を決めてよいのではないかと。窓口機関は、地産保センターが担うのが合理的である。
- メンタルヘルス対策支援センターの事業の調達（契約）単位がブロック化されたために、医師会との連携がやりにくくなっている。調達方法の制約の中で、今後、連携について工夫し、調整機能で解決していく必要がある。
- 就業規則等の整備がなされず困っている事業場が多い。メンタルセンターの支援において、社会保険労務士等による労務管理に関する支援は重要である。

(まとめ) メンタルヘルス対策支援センター

- メンタルヘルス対策の支援に当たっては、メンタルセンターと地産保の緊密な連携が必要である。なお、メンタルセンターの業務のうち、小規模事業場への支援は、地産保が担うのが合理的である。
- メンタルセンターの支援において、労務管理に関することは重要である。
- 研修や専門的相談の実施機関は、地域の事情に応じて、都道府県や地域ごとに決めるのがよい。

(4) 支援事業の在り方

◆将来的には、上記の支援事業を、「研修事業」と「支援事業」に分けてなどにより整理統合し、それぞれ適切な実施主体が運営することを検討すべきではないか。

(前回意見等)

- 産業保健に関する支援事業等の近年のさまざまな変更に伴う不安感を収めるための当面の課題と将来的な像を描く必要がある。
- 将来的には、都道府県の単位でコントロールする機能があり、その下に、さまざまな機能が有機的に結合しながらサービスが提供できることが必要。
- 実施主体については、例えば、研修事業は国や独立行政法人、具体的な支援は、専門スタッフのいる団体等に分け、三つの事業を調整しながらやっていくことも考えられる。
- 事業場規模とサービス内容をそれぞれ縦横の軸にしたマトリックスにして、それぞれに産業保健スタッフへの間接支援と、事業者や労働者への直接支援の二つがあり、それを重ね合わせ検討することによりと、サービス提供機関の合意点が出てくると思われる。その上で、実施単位やサービスの主体の議論がある。
- 地産保事業における小規模事業場への支援では、支援内容で分けられない。すべてをいっしょに総合的に見る必要がある。
- 総合調整する機能として、この三つの機関だけでなく、地域で労働衛生活動をやっている機関も含め連携するのがよい。また、労災病院の位置づけや連携についても検討する必要がある。
- 支援の枠組みの中で、行政の責任やバックアップも極めて重要である。

(まとめ) 支援事業の在り方

- 支援事業は、将来的には、行政のバックアップの元、都道府県の単位でコントロールする機能があり、その下に、さまざまな機能が有機的に結合しながらサービスが提供できることが必要である。この場合、地域で労働衛生活動を展開している機関も含め連携するのがよい。
- サービス主体や実施単位については、事業場規模とサービス内容を縦横の軸にしたマトリックスにして検討するとよい。
- 小規模事業場に対しては、支援内容で分けず、すべてを総合的に支援する必要がある。

3 地域の支援事業の総合調整の必要性

- ◆地域の支援事業を総合調整する機能が必要ではないか。
- ◆上記の機能の具体的内容としては、支援事業の調整や進行管理、研修等の企画や評価、活動実態の調査とすべきではないか。

(前回意見等)

- 三つの事業をすぐには別の枠組みに組み替えることはできないので、総合調整して進行管理や調査、評価などを、行政が加わった形で責任を持って行う組織、機能が必要であることは合意になっている。
- 提案の支援事業の調整は、年に1回の集まりで、単に重複を避けるということではなく、事業所単位での支援の調整を、随時リアルタイムでやっていく機能を持たせることが大事。本格的には、事務局的な機能や役割、相当なスタッフも必要であるが、とりあえずはできるところからやるというもの。
- 総合調整には、行政が進める活動に対する各機関の方向性という大きな枠組みでの調整と、もう1つは日常的な個別の事業者に対する指導の中での調整という小さな枠組みでの調整の二つがあり、整理することが必要。
- 総合調整の実施主体として、推進センターは一方で集約化があり、連絡事務所に置くのは難しい。例えば、責任は行政が負いつつ、事務局を県の医師会にやっていただくということはある。
- 総合調整の機能として、例えば、労働基準協会連合会など労働局が連携をとり、具体的な実務は、医師会などコーディネーター機能を有する下部組織がある機関がよい。医師会と労働基準連合会と労働局で連携すれば、行政を通じ、実施主体側とも連携ができる。
- 労働基準連合会については、都道府県によっては調整機能をやるのは難しい。
- 総合調整は、民間事業者が提供するサービスとの調整も必要。無料のサービスと有償のサービスがうまく調整されないと不合理を生じる。周囲の利害関係者を含めた総合調整が必要。

(まとめ) 総合調整の必要性

- 総合調整して進行管理や調査、評価などを、行政が加わった形で責任を持って行う組織、機能が必要である。
- 総合調整には、行政の推進活動に対する各機関の方向性という大きな枠組みでの調整と、日常的な個別の事業者に対する指導の中での調整という小さな枠組みでの調整の二つがあり、これらは整理することが必要である。
- 調整の機能については、行政が事業者団体等と連携をとった上で、具体的な実務は、地域組織がありコーディネーター機能を有するところが担うのがよい。なお、民間事業者が提供するサービスとの調整も必要である。